

栃木県監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定に基づき、栃木県知事福田富一から勧告（平成24年7月26日付け栃監査第33号）に対して措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年10月26日

栃木県監査委員 黒 本 敏 夫
同 田 崎 昌 芳
栃議第195号
平成24年9月28日

栃木県監査委員 黒 本 敏 夫 様
同 田 崎 昌 芳 様

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県職員措置請求監査結果に基づく措置について

平成24年7月26日付け栃監査第33号で通知のありました標記について、次のとおり措置したので、地方自治法第242条第9項の規定により通知します。

1 勧告の内容

栃木県議会自由民主党議員会に対する返還所要額8,114円、民主党・無所属クラブに対する返還所要額16,846円、みんなのクラブに対する返還所要額85,904円、無所属県民クラブに対する返還所要額658,714円について、政務調査費条例第11条に基づき返還請求を行うこと。

2 措置の結果

(1) 平成24年8月23日付け栃議第158号により栃木県議会議長からとちぎ自民党議員会長名の平成22年度政務調査費収支報告書等修正届（写）が送付された。

当該修正届（写）に基づく修正により発生した残余金8,114円について、平成24年8月24日付け栃議第168号によりとちぎ自民党議員会会長に対し返還を求めたところ、平成24年8月27日に同額が返還された。

(2) 平成24年8月23日付け栃議第164号により栃木県議会議長から民主党・無所属クラブ代表名の平成22年度政務調査費収支報告書等修正届（写）が送付された。

当該修正届（写）に基づく修正により発生した残余金16,846円について、平成24年8月24日付け栃議第169号により民主党・無所属クラブ代表に対し返還を求めたところ、平成24年8月29日に同額が返還された。

(3) 平成24年8月23日付け栃議第164号により栃木県議会議長からみんなのクラブ代表名の平成22年度政務調査費収支報告書等修正届（写）が送付された。

当該修正届（写）に基づく修正により発生した残余金85,904円について、平成24年8月24日付け栃議第169号によりみんなのクラブ代表に対し返還を求めたところ、平成24年8月27日に同額が返還された。

(4) 平成24年9月4日付け栃議第166号により栃木県議会議長から元無所属県民クラブ代表阿部寿一県議員名の平成22年度政務調査費収支報告書等修正届（写）が送付された。

当該修正届（写）に基づく修正により発生した残余金658,714円について、平成24年9月5日付け栃議第174号により元無所属県民クラブ代表に対し返還を求めた。納付期限である9月19日までに納付がされないことから、平成24年9月25日付け栃議第194号により催告を行った。